

役員のための財務税務会社法ニュース 日税マネジメントレポート

今回のテーマ： 2011年度税制改正大綱 - 所得税・資産税の主な改正点 -

2010年12月16日に、2011年度税制改正大綱が閣議決定されました。

所得税・資産税の主な改正点はつぎのとおりです。

1 相続税・贈与税の改正 - 課税強化と直系尊属からの贈与の負担軽減

1) 相続税の非課税枠である基礎控除の縮小

20011年4月からの相続・遺贈より、相続税の非課税枠である基礎控除額が縮小されます。

現 行	改 正 後
5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人の数	3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数

(例) A氏に配偶者・子2人がいる場合のA氏の相続時の基礎控除額は、つぎのとおりです。

現 行：5,000万円 + 1,000万円 × 3人 = 8,000万円

改正後：3,000万円 + 600万円 × 3人 = 4,800万円

2) 相続税・贈与税の税率

相続税・贈与税ともに、最高税率が50%から55%に引き上げられます。

改正後の税率は、2011年4月からの相続・遺贈、2011年1月からの贈与に適用されます。

3) 相続税精算課税の適用範

相続時精算課税の適用で、2011年1月から、贈与者の要件が65歳以上から60歳以上に拡大され、受贈者の要件で、20歳以上の推定相続人に20歳以上の孫が加わります。

年齢要件は、贈与があった年の1月1日時点で判定します。

2 金融証券税制の改正 - 軽減税率適用期限の延長 -

上場株式等のキャピタルゲイン・配当金の軽減税率10%（所得税7%・住民税3%）の適用期限が、従来は2011年12月31日でしたが、2013年12月31日と2年間延長されました。

この軽減税率の適用期限は過去の税制改正でも延長されてきましたが、2011年度税制改正大綱では2014年1月より本則税率20%（所得税15%・住民税5%）とすることが明記されています。

3 給与所得控除・役員退職給与の改正 - 高額給与の課税強化 -

給与収入の所得税・住民税の非課税枠である給与所得控除の額は、年間給与収入1,000万円超の場合、年間給与収入額 × 5% + 170万円以上で上限額はありませぬ。

2012年からの給与収入には上限が設定され、年間給与収入1,500万円超では一律245万円となります。

役員給与では、年間給与収入2,000万円超では、245万円から減額されることとなり、年間給与収入が4,000万円超では、一律125万円となります。

退職金は、退職所得控除額を控除した金額の2分の1が所得税・住民税の課税対象となる優遇措置がありませんが、2012年以降は、在任期間5年以下の役員の退職金については優遇措置が廃止されます。

また、住民税での退職金に係る税額の10%の税額控除制度は、2012年の退職金から廃止されます。

お見逃しなく！

納税者の申告税額の減額を求める権利である「更正の請求」の期限は、現行では法定申告期限から1年ですが、2011年4月以降に法定申告期限が到来する申告に関しては、所得税・相続税は5年、贈与税は6年と延長されます。2011年6月以後の更正の請求では、更正の請求の理由の基礎となる「事実を証明する書類」の添付が義務付けられます。